

第4章 緑の保全及び緑化のための施策

4-1 施策の体系

	基本目標	施策の方針	取組み
環境保全	(1) 豊かな自然を有する森林、水辺、農地を保全し、活用する	①市街地をとりまく山林、里山の保全と活用	○法令等に基づく山林の保全 ○山林の維持管理 ○里山の保全と活用 ○集落内の樹林地の保全
		②水辺の保全	○河川環境の保全 ○ため池の維持・保全
		③農地の保全と活用	○農用地の保全と活用
		④市街地に残る樹林地の保全	○市街地の良好な緑地の保全
		⑤貴重な生物の生息環境の維持	○生物の生息地の保全 ○生息環境に配慮した整備
レクリエーション	(2) 既存の公園を有効活用し、効率的・効果的な公園づくりを進める	①既存公園の改善と活用	○既存公園のリニューアル ○既存公園の活用
		②都市公園等の計画的整備	○住区の身近な公園の整備 ○都市レベルの公園の整備 ○効率的かつ効果的な公園の整備
		③特色ある緑の拠点づくり	○都市レクリエーション拠点としての公園づくり ○自然レクリエーション拠点としての公園づくり
		④水、緑、歴史のネットワークづくり	○ネットワークを形成する道路の整備 ○河川、幹線道路、緑道を活かした散策ルートの形成 ○緑の拠点や水辺のネットワークと連携した小広場の確保
防災	(3) 防災性を高めるための緑やオープンスペースを確保する	①災害抑制のための緑地の確保	○斜面緑地や市街地周辺農地の保全 ○総合的な治水対策の推進
		②災害時における緑地の確保や公園の防災機能の強化	○避難場所の確保 ○公園の防災機能強化
景観形成	(4) 地域らしさを醸し出す緑を育てる	①公共用地の緑化の推進	○公共施設緑化の推進 ○道路緑化の推進
		②民有地の緑化の推進	○民間施設の緑化推進(住宅地・商業地・工業地) ○緑化に向けた法や制度の活用 ○大規模建築物等の緑化
		③地域のシンボルとなる緑の保全と創出	○主要駅周辺のシンボル性ある緑化の推進 ○文化財・歴史的遺産等と一体となった緑の保全と創出 ○水辺景観を構成する緑の創出
		④公園内の緑化の推進	○市民参加による緑豊かな公園づくり ○桜の再生
協働	(5) 市民や地域とともに水、緑豊かなまちづくりを進める	①緑の普及啓発の推進	○緑に関する情報の提供 ○緑に関する学習機会の推進 ○表彰制度の検討
		②緑を育てる体制づくり	○市民参加の推進と充実 ○人材の登録と育成
		③身近な公園の維持管理	○公園緑地の維持管理方法の検討

4-2 施策の展開

基本目標1：豊かな自然を有する森林、水辺、農地を保全し、活用する

施策の方針：①市街地をとりまく山林、里山の保全と活用

【具体的な取組み】

○法令等に基づく山林の保全

- 法令に基づき保全されている山林は、関係機関と調整を図りながら、今後も保全します。

○山林の維持管理

- 水源かん養や地球温暖化防止等、山林の持つ多様な機能を維持するため、飯塚市森林整備計画に基づき、山林の適正な維持管理を進めます。
- 関係機関と連携し、国産材の住宅建築活動への利用を促進します。
- 遠賀川源流の森づくりの活動等、市民の森林づくりへの参加を促進します。

○里山の保全と活用

- 市街地近郊や集落と一体となった良好な里山は、自然とのふれあいや環境教育の場として保全し、活用を図ります。

○集落内の樹林地の保全

- 集落内のまとまりある樹林地は、里としての良好な環境を構成する要素として、所有者や地域の協力によって、保全に努めます。



▲龍王山



▲鎮西地区ウォークラリー

施策の方針：②水辺の保全

【具体的な取組み】

○河川環境の保全

- 遠賀川をはじめとする河川では、市民参加による河川清掃を継続して進めます。
- 遠賀川や穂波川の水質改善や生活環境改善に向けて、市民の協力と理解を得ながら、公共下水道、農業集落排水、浄化槽設置等、各地域に最も適した整備を進めます。

○ため池の維持・保全

- 市内に約400あるため池は、農地のかんがい、防災、自然環境保全等、多様な機能を有しており、適切な保全・改修や維持管理に努めます。



▲I Love 遠賀川による清掃活動

施策の方針：③農地の保全と活用

【具体的な取組み】

○農用地の保全と活用

- 農業振興地域制度を活用して、集団となった優良農地を農用地として、保全します。
- 耕作放棄地については、集落営農組織等への農地利用集積等により解消に努めます。また、所有者の協力を得ながら、市民が緑や農業に親しむ場として、シルバー農園や市民農園等の利活用を促進します。緑の拠点を結ぶ幹線道路、鉄道沿いでは、レンゲ、コスモスのある田園風景等、郷土感や季節感のある風景の演出を促進します。



▲休耕地を活用したコスモス畑
(庄内地区)

施策の方針：④市街地に残る樹林地の保全

【具体的な取組み】

○市街地の良好な緑地の保全

- 高宮風致地区は、市街地内の良好な自然環境を有する地区として、維持していきます。
- 学園の森、オートレース場南側のまとまりある緑地、「筑豊富土」と呼ばれるボタ山等は、都市に潤いをもたらす貴重な緑として、風致地区の指定、市民緑地等による適切な保全策を検討します。

施策の方針：⑤貴重な生物の生息環境の維持

【具体的な取組み】

○生物の生息地の保全

- 里山やホタルが生息する環境の残っている河川等は、生物とふれあう場として、生息地の保全を図ります。

○生息環境に配慮した整備

- 河川の改修では、治水に配慮しながら、水質保全施策や多自然型川づくり等、生物の生息環境に配慮した川づくりに努めます。



▲楽市小学校による鮭稚魚の放流
(穂波川)

基本目標 2：既存の公園を有効活用し、効率的・効果的な公園づくりを進める

施策の方針：①既存公園の改善と活用

【具体的な取組み】

○既存公園のリニューアル

- 施設の老朽化が進んだ住区基幹公園については、再整備を段階的に進めます。再整備にあたっては、バリアフリー化や遊具改善等、誰もが利用しやすい公園としての再整備に努めていきます。
- 飯塚緑道は、大きく成長した樹木・魅力ある部分を活用し、中心市街地の活気に溢れた憩いの場として、再整備を進めます。
- 地域住民との協働により施設内容や利用形態を検討し、地域意向を踏まえ、安全で地域に愛される公園づくりを進めます。

○既存公園の活用

- 都市公園のない地域においては、同じ機能を有する既存の児童遊園、開発遊園、その他の遊公園の有効活用に努めます。
- 広域公園である筑豊緑地は、多くの人々が散策や多様なスポーツイベント等の利用に資する公園として、県と協議しながら活用を図ります。

施策の方針：②都市公園等の計画的整備

【具体的な取組み】

○住区の身近な公園の整備

- 住区基幹公園の整備においては、周辺で整備済みである住区基幹公園の誘致圏、児童遊園、開発遊園等、同じ機能を有する施設の有無等を勘案するとともに、全市的な視点から見直し、適正な公園配置を図ります。

また、今後の都市計画区域の変更における新たな区域には、市民意向と公園の充足度等に十分配慮し、配置計画に基づき、全市的に均衡ある都市公園の位置付けを進め、整備計画を図ります。



▲地域による公園の緑化

○都市レベルの公園の整備

- 健康の森公園（総合公園）は中間年次（平成 28 年）までに、笠城ダム公園（総合公園）、飯塚霊園（墓園）は目標年次（平成 38 年）までに、順次、未整備分の整備を進めます。

○効率的かつ効果的な公園の整備

- 庁内関係部局における各種事業の実施にあたって、緑の保全、公園整備、緑化を効果的に進めるため、庁内の横断的な連携調整を図り、総合的な事業の推進に努めます。
- 財政負担を軽減するため、事業実施にあたっては市民力を活用した管理手法や整備の優先順位の検討を進めます。

施策の方針：③特色ある緑の拠点づくり

【具体的な取組み】

○都市レクリエーション拠点としての公園づくり

- 緑の拠点に位置づけられた勝盛公園、市民公園、大将陣公園、かいた中央公園、鳥羽公園は、都市レクリエーション拠点として位置づけ、都市住民のレクリエーション、憩い等の利用に資する公園として、休憩施設、植栽等の改善を図ります。



▲大将陣公園

○自然レクリエーション拠点としての公園づくり

- 緑の拠点に位置づけられた筑豊緑地、サンビレッジ茜、笠城ダム公園、健康の森公園、飯塚市筑穂多目的グラウンドは、自然レクリエーション拠点として位置づけ、自然が満喫でき、スポーツや散策等ゆっくりと時間を費やすことのできる公園として、休憩施設、トイレ、案内板設置等の改善を図ります。
- 久保白ダム周辺は、水・緑に親しむことのできる場としての整備に努めます。

施策の方針：④水、緑、歴史のネットワークづくり

【具体的な取組み】

○ネットワークを形成する道路の整備

- 健康づくり、自然や歴史とのふれあいの場である公園、歴史観光拠点をつなぐアクセス道路の整備を計画的に進めます。

○河川、幹線道路、緑道を活かした散策ルートの形成

- 遠賀川河川敷内の園路や河川沿い道路、飯塚緑道等を活かし、サイクリングや散策、水辺とのふれあいが楽しめ、歴史観光拠点を回遊できる散策ルートの形成を図ります。



▲飯塚緑道

○緑の拠点や水辺のネットワークと連携した小広場の確保

- 散策ルート上では、公共用地や民間のオープンスペースを活用し、ポケットパーク等の休憩空間の確保に努めます。



▲網分八幡宮

基本目標3：防災性を高めるための緑やオープンスペースを確保する

施策の方針：①災害抑制のための緑地の確保

【具体的な取組み】

○斜面緑地や市街地周辺農地の保全

- 老朽木造住宅が斜面地に密集する地区や集落地背後の傾斜地においては、土砂災害や延焼を防止するため、緑地の保全に努めます。
- 市街地への浸水被害の低減対策として、遠賀川、穂波川、庄内川等、河川近傍のまとまりある農地を保全します。

○総合的な治水対策の推進

- 国・県管理の河川について計画的な河川改修を要望していきます。
- 浸水被害を低減するため、排水施設の整備・改善等、総合的な治水対策を推進します。

施策の方針：②災害時における緑地の確保や公園の防災機能の強化

【具体的な取組み】

○避難場所の確保

- 災害時における避難場所となる公園や小中学校グラウンドとともに、低未利用地や駐車場等を活用した適切なオープンスペースの確保に努めます。

○公園の防災機能の強化

- 市街地周辺においては、都市公園の地下を利用した防火水槽の設置や、浸水対策として公園の一部に貯留機能を確保する等、公園における必要な防災機能の強化に努めます。

基本目標4：地域らしさを醸し出す緑を育てる

施策の方針：①公共用地の緑化の推進

【具体的な取組み】

○公共施設緑化の推進

- 公共公益施設では敷地内緑化に努めます。特に施設の改築・新築等に際しては、緑化スペースが確保されるように働きかけていきます。
- 環境教育の面から、学校敷地内では校内で生物生息環境となる樹木や草花の植栽に努めます。

○道路緑化の推進

- 潤いのある緑のネットワーク化を進めるため、幹線道路の街路樹、河川沿いの緑化を推進し、主要な公園や緑地、遊歩道をつなぎ、緑の連続性を確保していきます。
- 主要な幹線道路では、飯塚の風土に適した街路樹、草花を植栽するとともに、通行の安全性に配慮して統一感のある快適な道路づくりを進めます。



▲新飯塚駅の駅前広場



▲緑化された幹線道路

施策の方針：②民有地の緑化の推進

【具体的な取組み】

○民間施設の緑化推進（住宅地・商業地・工業地）

<住宅地>

- 住宅地では、緑豊かな居住環境を形成するため、敷地の緑化を促進するとともに、緑化コンテスト、表彰制度等の緑化推進活動を促進する取組みを検討します。良好な緑の環境をもつ住宅地では、良好な居住環境の維持向上に努めます。



▲庭木により緑化された住宅団地



▲緑化された郊外の住宅

<商業地>

- 駐車場回りや店舗入口付近の緑化等、緑の環境づくりを促進し、商店街等の商業集積地では、フラワーポット設置による緑化を図る等、魅力と特色のある景観づくりを促進します。

＜工業地＞

- 工業地については、周辺への騒音・振動を低減するため、敷地の緑化を働きかけていきます。建替え等に際して、敷地周辺に十分な緑化が行われるよう、適切な誘導を行います。

○緑化に向けた法や制度の活用

- 新規に開発される民有地や既存の緑豊かな民有地に対しては、地区計画、緑地協定の締結等を働きかけていきます。

○大規模建築物等の緑化

- 大規模集客施設や集合住宅等、大規模建築物の建築にあたっては、適切な緑が確保されるよう緑化を働きかけていきます。

施策の方針：③地域のシンボルとなる緑の保全と創出

【具体的な取組み】

○主要駅周辺のシンボル性ある緑化の推進

- 中心市街地の玄関口である新飯塚駅、飯塚駅における駅前広場、駅前の道路は、飯塚市の顔となるようシンボル性の高い緑化を進めます。

○文化財・歴史的遺産等と一体となった緑の保全と創出

- 綱分八幡宮、大分八幡宮、小正西古墳、川島古墳、鹿毛馬神籠石、立岩神社、熊野神社等、地域の文化財と一体となった樹林地は、貴重な歴史的風土を形成する資源として整備・保全します。
- 旧伊藤伝右衛門邸周辺、長崎街道内野宿は、地域の協力を得ながら、歴史情緒が感じられる落ち着いた街並みに調和した沿道緑化を促進します。



▲大分八幡宮

○水辺景観を構成する緑の創出

- 遠賀川中の島は、中心市街地の憩いの場として、彩りある植栽を進めます。
- 遠賀川をはじめとする水辺のネットワークを構成する河川では、国・県や地域との協働により、河川沿いにコスモスやスイセン等季節感の感じられる緑化に努めます。



▲二瀬中学校によるコスモスの植栽（建花寺川）

施策の方針：④公園内の緑化の推進

【具体的な取組み】

○市民参加による緑豊かな公園づくり

- 愛着ある公園づくりに向けて、花壇・樹木の種類検討や植栽等への市民参加を促していきます。

○桜の再生

- 老朽化等により、樹勢がなく衰退し十分に咲かなくなった桜については、再生計画の検討に努めます。

基本目標5：市民や地域とともに水、緑豊かなまちづくりを進める

施策の方針：①緑の普及啓発の推進

【具体的な取組み】

○緑に関する情報の提供

- 緑化イベント、緑化に関わる市民・事業者の取組みの紹介等、市のホームページや広報を活用し、総合的に市民に情報を提供できる仕組みを整えていきます。

○緑に関する学習機会の推進

- 小中学校や緑の育成に関わる活動を行っている各種団体等と連携し、環境学習や郷土学習の普及、身近な自然環境や地域資源について学習する機会の拡充に努めます。
- 市民団体との協働により、緑化方法や植物の紹介、維持管理の方法等について、定期的な講習会開催等により、緑化普及に努めます。



▲緑に関する講習会

○表彰制度の検討

- 緑化の手本や励みになるように、住宅や事業所等の緑化コンクールの開催、緑の維持や普及に貢献した市民、事業者、市民団体に対する表彰制度等を検討します。

施策の方針：②緑を育てる体制づくり

【具体的な取組み】

○市民参加の推進と充実

- 住区の身近な都市公園をはじめ、良好な樹林地、耕作放棄地等について、土地所有者に緑の保全や創出の必要性を認識してもらい、理解と協力を得ながら、市民参加による維持管理・保全活動を進めます。
- 地域で行われている公園や河川の環境美化活動に対して、より多くの市民や事業者の参加を促し、環境に対する意識を高めていきます。活動にあたっては、子どもや高齢者、障がい者をはじめ多くの市民が参加できるように、取組み内容についても配慮していきます。
- 「花いっぱい運動」等、市民主体の活動を継続していきます。



▲ボランティア清掃活動
(フットボールクラブ)

○人材の登録と育成

- 市民団体や行政による、緑化講師、樹木医等の専門家の派遣、活動リーダーの育成、登録ボランティア等による緑の維持管理作業等、市民が緑化活動に参加できる仕組みをつくり、市民による緑化活動や緑の維持管理を支援します。



▲緑化の講習

施策の方針：③身近な公園の維持管理

【具体的な取組み】

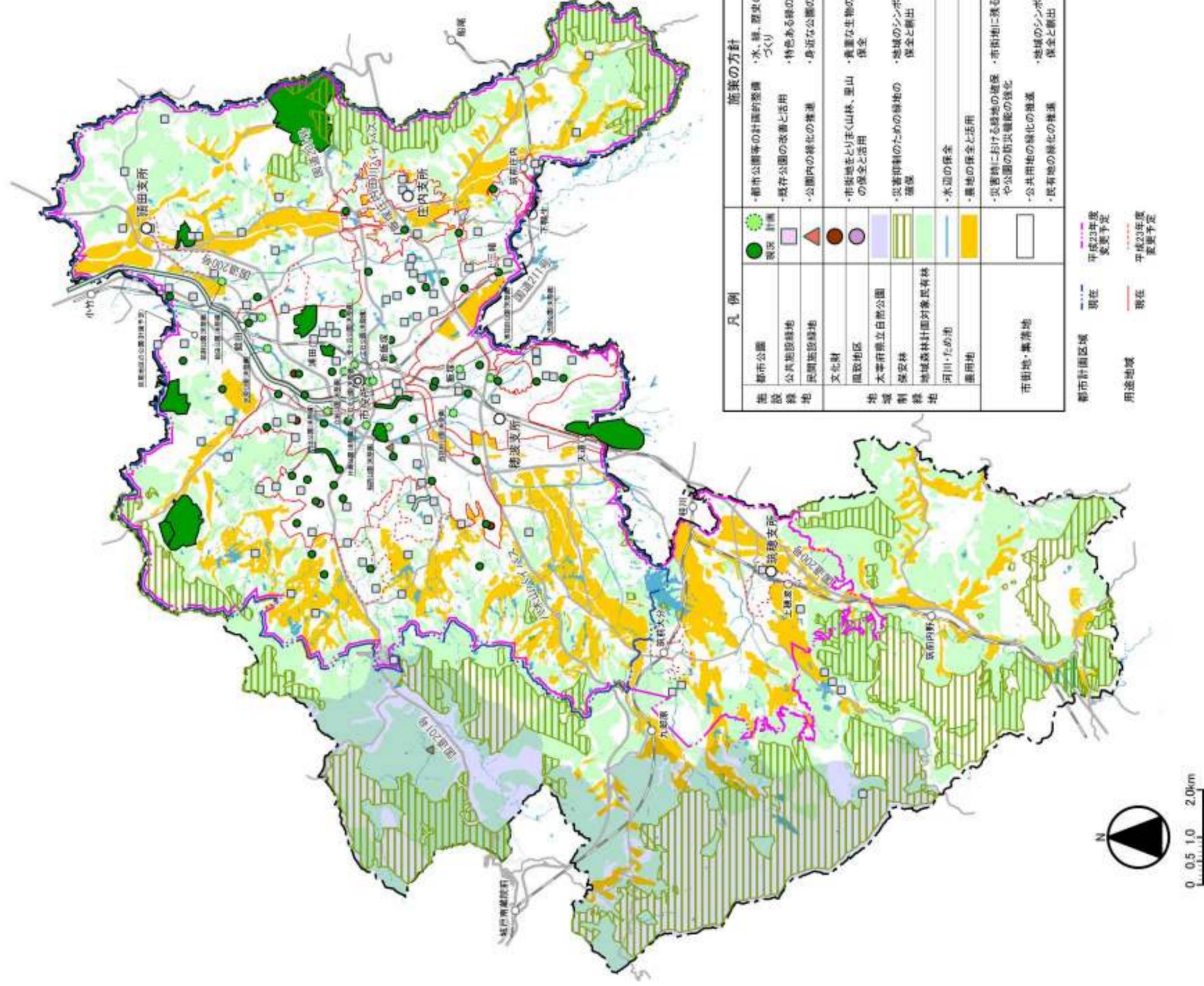
○公園緑地の維持管理方法の検討

- 都市公園や緑地の適切な維持管理を行うため、地域住民・事業者・行政との協働による運営システムの整備を検討します。その際、維持管理の必要性等を十分に説明し、地域住民や事業者等が参加しやすい環境を整え、憩いや交流の場として清潔で安全に利用できる公園を目指します。
- 児童遊園、開発遊園、その他の遊公園は、地域の憩いの場、レクリエーションの場として、地域住民の理解と協力を得ながら、協働による維持管理に努めます。
- 地域に身近な公共施設、街路樹のある道路については、地域住民と協働して良好な緑化環境を維持していく仕組みを検討します。

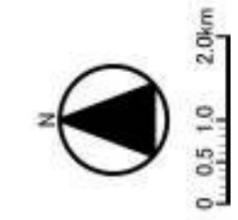


▲老人クラブによる児童遊園の清掃活動

緑の方針図



凡例		施策の方針	
施設	都市公園	都市公園等の計画的整備	水、緑、歴史のネットワークづくり
緑地	公共施設緑地	既存公園の改善と活用	特色ある緑の拠点づくり
	民間施設緑地	公園内の緑化の推進	身近な公園の維持管理
	文化財	市街地をとりまく山林、里山の保全と活用	貴重な生物の生息環境の保全
地域	風致地区	災害抑制のための緑地の確保	地域のシンボルとなる緑の保全と創出
制限	木等制限立自然公園	水辺の保全	
緑地	保安林	農地の保全と活用	
	地域森林計画対象民有林	農地の保全と活用	
	河川・ため池	農地の保全と活用	
	農用地	農地の保全と活用	
	市街地・集落地	災害時における緑地の確保や公園の新規機能の強化	市街地に残る樹林地の保全
		公共用地の緑化の推進	地域のシンボルとなる緑の保全と創出
		民有地の緑化の推進	地域のシンボルとなる緑の保全と創出



4-3 市民との協働によるモデル施策

本市の緑の基本計画の目標を具体化するためには、まず、市民の目に見える形で緑づくりを進めることが必要です。

ここでは、施策の展開に掲げられた取組みのうち、市民とともに早期かつ気軽に緑づくりを実践することで、先導的役割を果たす取組みをモデル施策として抽出します。

モデル施策① 市民にとって身近で魅力ある公園づくり

- 整備完了後、長期間が経過し施設の老朽化が進んでいる住区基幹公園の抽出や整備の優先順位等を検討します。
(主に行政の役割)
- 抽出された住区基幹公園における具体的な改善内容や維持管理体制づくりを検討します。(行政・市民の協働)
- 地域に愛される公園として、多様な世代で様々な活用をしていきます。(主に市民の役割)



▲幸袋公園

モデル施策② 多様な生物や緑とふれあえる川づくり

- 市内を流れる河川において生態系に配慮した親水空間の整備を進めていきます。(主に行政の役割)
- 環境学習の一環として、小中学校等と協力し、継続的な水質や生物調査、植樹等を実施していきます。(行政・市民の協働)
- 河川の清掃等を継続して進めることにより、身近な河川環境の維持に努めます。(主に市民の役割)



▲遠賀川

モデル施策③ 街の魅力をもつめる緑豊かな住宅地づくり

- 地区計画や緑地協定等、住宅地における緑化推進に向けた情報を提供します。また、市民が楽しく緑づくりを実践できるような、緑化コンテストや表彰制度等を検討します。(主に行政の役割)
- 講演会やシンポジウム、緑化イベント等の開催により、緑化方法や植物の紹介、維持管理方法等の学習機会を拡大します。(行政・市民の協働)
- 生垣や空きスペースにおける花木の植栽等、緑豊かな住宅地づくりを実践します。(主に市民の役割)



▲生垣のある住宅地